

借上げ社宅・賃貸住宅等へ入居されているみなさまに

借家賠償・修理費用特約付すまいの火災保険

(団体扱火災保険)

大口団体割引

10%適用

このよき事故でお役に立っています！

借上げ社宅・賃貸住宅等へ
入居されている
みなさまの備えに！

借家 賠償

偶然な事故により、借用住宅に損害
を与えたことによる貸主に対する
法律上の損害賠償責任を補償
(免責金額:「なし(破損、汚損等1万円)」「3万円」「5万円」より選択)



火災・爆発・家具の移動等により部屋に損害を与えたなど



借家賠償・修理費用特約*

* 示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、日本国外で発生した事故または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。

借用住宅に偶然な事故が発生し、貸主と
の賃貸借契約に基づき、または緊急的に
自己の費用で修理した場合の修理費用を
補償 (免責金額は借家賠償の免責金額と同額となります。)



盗難により入居物件が破損・汚損したなど

日常生活における
法律上の損害賠償
事故の備えに



日常生活賠償特約*

* 示談交渉サービスがご利用いただけます。ただし、日本国外で発生した事故または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。

入居物件の使用・管理における偶然な事故や日常生活に
おける偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の
ものを損壊させ法律上の損害賠償責任を負った場合の損
害を補償

お風呂の水があふれ階下の
他人の家財に損害を与えた自転車走行中に他人
にケガを負わせた

■日常生活賠償特約の被保険者（補償の対象となる方）は、①記名被保険者②記名被保険者の配偶者③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子となります。また、①から④の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって監督する方（責任無能力者の親族に限ります）をいいます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

武田薬品工業 団体扱火災保険のメリット

メリット
1

お支払いは便利な 給与引落し！

ご契約時に保険料をご用意いただく必要
はなく、キャッシュレスでのご契約が可
能です。保険料の払込みは給与引落しと
なります。保険料の払込みは原則保険始
期月の2か月後からの給与引落しとなり
ます。

メリット
2

大口団体割引 10%が 適用されます！

武田薬品グループ団体扱ご加入いただく
場合、大口団体割引10%が適用されます
(ただし、地震保険には適用されません)。
※大口団体割引10%は、始期日が2023年10月
1日～2024年9月30日のご契約に適用されます。
割引率はその団体の火災保険の契約件数をもとに
毎年見直しされます。

メリット
3

「地震保険」は 保険料控除の対象です！

払い込みいただいた地震保険料のうち、所
定の金額については、税法上の地震保険料
控除の対象となります。

※地震保険は単独でのお引受けはできません。
タフ・すまいの保険とセットでご契約する
必要があります。

■このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・すまいの保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先（取扱代理店）

株式会社 近江屋

〒541-0045 大阪市中央区道修町2-3-8
TEL 06-6231-6478 FAX 06-6204-2376
フリーダイヤル 0120-61-0038
営業時間 平日9時00分～17時30分

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

関西企業営業第一部営業第二課
〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10
TEL 0-6363-3262